

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		平成30年度 未来戦略創出会議(第3回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成30年5月23日(火) 14時10分～15時00分
開催場所		庁議室(本庁舎5階)
議題		(1) 東アジア文化都市 2019 豊島基本計画(案)及びロゴアンケートの実施について (2) 超過勤務縮減に向けた今後の取り組みについて (3) 審議会等の会議公開の徹底について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第1項第5号による
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長(2)・教育長・政策経営部長・総務部長・危機管理監・施設整備担当部長・区民部長(代理出席:区民活動推進課長)・文化商工部長・国際文化プロジェクト担当部長・環境清掃部長・保健福祉部長・健康担当部長・池袋保健所長・子ども家庭部長・都市整備部長・地域まちづくり担当部長・土木担当部長・会計管理室長・教育部長・選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長
	幹事	企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長・広報課長・「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長(欠席)、国際アート・カルチャー都市推進室長・総務課長・人事課長
	説明者	東アジア文化都市推進担当課長、区民相談課長
	事務局	企画課企画調整グループ係長、主査

審議経過

(1) 東アジア文化都市 2019 豊島基本計画(案)及びロゴアンケートの実施について

説明者 資料に基づき、東アジア文化都市 2019 豊島基本計画(案)及びロゴアンケートの実施について説明。

「東アジア文化都市 2019 豊島基本計画(案)」については、今後内容の精査を行うこととなったため、今回お示しする内容は、(案)のさらに前段階であることをご了承いただきたい。本日はその構成等の概要についてご説明させていただく。

まず冒頭では、東アジア文化都市 2019 豊島準備委員会について紹介し、区長あいさつのページにおいて、本区が取り組んでいる「国際アート・カルチャー都市」の説明とこれまでの歩みを掲載する。続いて、「国際アート・カルチャー都市」を目指す都市像とした様々な取り組みの集大成として東アジア文化都市の開催を位置づけている。中盤では、東アジア文化都市 2019 豊島を通して目指す7つの目標を掲げている。以降では事業の構造や総合ディレクター・事業ディレクター等について掲載し、東アジア文化都市 2019 豊島準備委員会の全体統括である吉岡氏、総合ディレクター・事業ディレクター個々について掲載する。

続いて、ロゴアンケートの実施について説明する。

アンケートは平成30年6月1日(金)から7月10日(火)にかけて実施する。広報としまやホームページ、広報掲示板や町会掲示板のほか、パルコビジョン等のデジタルサイネージを利用して周知する。

アンケートの回答方法は、インターネット投票のほか、区内各所に設置する投票ボックスへの直接投票、郵送による投票によるものとする。そのほか特別投票として、国際アート・カルチャー特命大使及び無作為抽出による区民 10,000 人による郵送投票、区立小学校3年生から区立中学校3年生の全生徒児童約 8,000 人へのアンケートを実施する。

アンケートの結果は、2018年に開催予定の日中韓文化大臣会合による東アジア文化都市開催正式決定後に発表する。決定したロゴは、今後、チラシ・ポスター、ピンバッチ、名刺などに活用し広報PRを進めていく。

副区長 東アジア文化都市に関する業務を庁内全体で行うべく、今年度より各部局に兼務発令をかけた職員を配置している。兼務職員の活用等により、区全体で計画策定に取り組んだ方が、より豊島区らしい計画ができあがるのではないかと。これは計画策定に良い影響があるだけでなく、文化関連部局以外にとっても視野が広がり、他部局の業務にも良い影響を与えるはずである。

区長 文化庁長官のあいさつ文を掲載することは可能か。東アジア文化都市は国家的なプロジェクトである。区だけではなく、国や東京都との緊密な連携のもとにプロジェクトを推進していることを示すためにも、文化庁長官のあいさつ文は、ぜひ掲載してもらいたい。また、総合ディレクター・事業ディレクター等の紹介があるが、具体的な取り組みについて触れられていない。個別の事業については今後検討され中身が深まってくと思うが、区が持つ文化資源等とうまく噛み合う取り組みが行われるのか不安な部分もある。そして、今回の東アジア文化都市の開催が、区が目指す「国際アート・カルチャー

都市」にどのように関連づけられ、進展していくのか、その流れをきちんと整理して示す必要がある。この国家的プロジェクトの実施は、まさに千載一遇のチャンスである。区全体が一丸となり、成功に向けて各部局が積極的に取り組んでいてもらいたい。

⇒一部内容について再検討したうえで決定する。

(2) 超過勤務縮減に向けた今後の取り組みについて

幹事 資料に基づき、超過勤務縮減に向けた今後の取り組みについて説明。

平成29年度における職員1人あたりの月平均超過勤務時間数は7.6時間であり、前年度と比べて0.4時間のマイナスであった。超過勤務時間数は着実に減少しているものの、職員の健康管理及びワーク・ライフ・バランス推進の観点から、さらなる取り組みが必要である。

課題としてまず挙げられるのが、月45時間を超える超過勤務実績が多数存在していることである。管理職員等を除く全職員のおよそ1割である186人が、月45時間を超える超過勤務の実績があり、うち106人は、2か月以上月45時間を超える超過勤務実績があった。

2点目の課題は、19時を超える超過勤務実績が多数存在していることである。19時を超える超過勤務は、全超過勤務実績の57.2%であり、半数以上を占めている状況である。長時間に及ぶ超過勤務は、翌日の勤務開始までの間に一定時間の休息を取得することが困難であることから、職員の健康管理の面からも是正が必要である。

3点目の課題は、ノー残業デーが徹底されていないことである。全庁的に定めているノー残業デーにおける平均超過勤務人数は、他の曜日と大差ない状況となっており、ノー残業デーの趣旨を踏まえ、職場実態に応じた見直しとさらなる徹底が必要である。

最後に挙げられる課題は、業務を理由とした日単位の時差勤務の活用が進んでいない事である。月単位で時差勤務を利用している職員は、業務の必要に応じてさらに日単位で勤務パターンを変更するなど、時差勤務を積極的に活用しているが、時差勤務を利用していない職員は、日単位での時差勤務の利用も限定的である。

このような課題を踏まえた今後の取り組みであるが、超過勤務を命ずることが出来る時間数の上限を1か月あたり45時間とすることとし、勤務終了から翌日の勤務開始まで一定の休息を確保する勤務間インターバル制度について検討する。また、ノー残業デーについては、職場実態に応じた柔軟な運用も含めた検討を行い、あらためて全職員に対してノー残業デーの徹底を図る。活用が進んでいない日単位での時差勤務については、業務に支障のない範囲で、原則として日単位での時差勤務の利用を呼び掛けるとともに、従来の勤務パターンに加え、新たな勤務パターンについても検討し、職員にとって真に利用しやすい制度となるよう、運用面についても改善を図っていく。

対応策については、関係部局と協議の上、速やかに実施するほか、超過勤務の適正な手続き等を定めた「超過勤務縮減のための新ルール2016」や「19時消灯に伴う事前申請の徹底」について改めて周知する。また、超過勤務縮減に向けた取組み等を表彰する制度についても検討を行う。

区長 超過勤務に対する人件費について検証・分析をしてほしい。場合によっては事業を見直して、整理していく必要がある。また、時差勤務の効果検証についてもきちんと行うこと。ノー残業デーについても形骸化しているように見受けられる。職場の実態に応じ

て柔軟に対応する必要があると思うが、今後検討を深め、徹底していただきたい。

⇒提案の通り決定する。

(3) 審議会等の会議公開の徹底について

説明者 資料に基づき、審議会等の会議公開の徹底について説明。

行政情報コーナーにおいては、「豊島区審議会の会議の公開に関する要綱」及び「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱運用指針」に基づき、審議会等の会議録を一般の閲覧に供しているところだが、平成 28 年度の行政監査の結果、会議の公開に関し多くの指導事項及び意見・要望が出された。これを受けて「審議会等の設置・運営状況調査について状況調査を行ったところであるが、その調査結果を踏まえ、情報公開の推進、徹底に向け、昨年8月に通知を出し、具体的には主に次のような作業を依頼している。

会議は原則公開とし、会議の名称・設置根拠・所掌事務等を明らかにし区民へ周知するため、区ホームページに掲載する。会議の公開は、傍聴を希望する者に認めることにより行われる。会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議開催中における会場の秩序の維持に努め、会議の事務局は、会議の開催にあたっては、緊急の場合を除き、事前に区広報紙及び区ホームページその他の方法を幅広く活用し、区民に周知する。会議の事務局は、会議の公開・非公開にかかわらず会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。会議録の閲覧は、会議が開催した日の属する年度及び翌年度の始めから2年間行うこととなっているため、速やかに作成し、会議録の確定後は一般の閲覧に供するようにする。

以上の内容については、今後も引き続き取り組みを進め、底上げを図っていきたい。

⇒提案のとおり決定する。

会議の結果	<p>(1) 東アジア文化都市 2019 豊島基本計画(案)及びロゴアンケートの実施について</p> <p>(2) 超過勤務縮減に向けた今後の取り組みについて</p> <p>(3) 審議会等の会議公開の徹底について</p> <p>→(1)について再検討したうえで決定、(2)・(3)について決定</p>
提出された資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア文化都市 2019 豊島基本計画(案)及びロゴアンケートの実施について ・東アジア文化都市 2019 豊島基本計画(案) ・東アジア文化都市 2019 豊島ロゴアンケートちらし ・超過勤務縮減に向けた今後の取り組みについて ・審議会等の会議の公開について(依頼)